

## 3 お子さんを預けたいとき

### (1) 利用のための認定について(1号認定・2号認定・3号認定)

こども園や保育所、幼稚園等の利用を希望する場合は、利用のための認定(「子ども・子育て支援支給認定」といいます。)を受ける必要があります。利用のための認定は下表のとおり3区分あり、認定を受けるための手続きは、入園の申請と同時に行います。

<3つの認定区分表(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号)>

年齢区分※	認定区分	認定時間	対象者
満3歳以上	1号認定	教育標準時間	幼児教育を希望
	2号認定	保育短時間 保育中間時間	保育を希望 「保育が必要な事由」に該当する方のみ
満3歳未満	3号認定	保育標準時間	

※年齢区分は入園年度4月1日時点の満年齢

#### ①入園申込みができる方

##### ★1号認定の場合

多古町に住所のある3歳児以上のお子さんで、幼児教育のみを希望される場合に申込みができます。

##### ★2号認定・3号認定の場合

多古町に住所のある0歳児から5歳児までのお子さんで、保護者が次のいずれかに該当し、ご家庭で保育ができない場合に申込みができます。

※多古こども園の場合は、生後6か月から入園することができます。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内での労働など、基本的にすべての就労を含む。)  
※お仕事が、1か月48時間以上で、家庭で保育できないことが要件です。
- 妊娠・出産(出産予定日の前2か月以内および出産後2か月以内を限度)
- 保護者の疾病・障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(3か月を限度)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中、既に保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であること
- その他、町長が認める場合

#### ②申込み方法

入園希望日の前月の10日までに多古こども園へ書類を提出してください。

## (2) 多古こども園について ♥ 多古町独自 給食費は無料!

多古こども園は、千葉県の認定を受けた幼保連携型認定こども園で、教育と保育を一体的に行うことにより、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。入園を希望される方は、前月の10日までに申込み手続きを行ってください。

### ① 幼児教育・通常保育時間

幼児教育 (1号認定)	教育標準時間	午前9時00分から午後3時00分まで	夏季休業、 秋季休業、 冬季休業、 年度末等はお休み
通常保育 (2号認定・ 3号認定)	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで	月曜日から 金曜日まで
	保育中間時間	午前8時00分から午後6時00分まで	
	保育標準時間	午前8時00分から午後7時00分まで	
希望保育 (3号認定)	保育短時間	午前8時30分から午後1時00分まで	土曜日
	保育中間時間・ 保育標準時間	午前8時00分から午後1時00分まで	

### ② その他

預かり保育 (1号認定)	ご家族の緊急な都合等で幼児教育の時間外に保育を希望する場合に、30分につき50円で預かります。
一時保育 (1号認定)	ご家族の緊急な都合等で土曜日・休業日(夏休み等)に保育を希望する場合は、一時保育をご利用ください。
一時保育 (在園児対象 型以外)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、必要な保育を行います。
時間外保育 (2号認定 ・3号認定)	通常保育または希望保育の時間外に保育を希望する場合に、30分につき50円で預かります。
たここどもルーム	親子で、楽しい遊びやおしゃべりを楽しみながら、子育ての輪を広げる場所です。保育教諭が育児相談もお受けします。

③ 開園時間 午前7時00分から午後7時00分まで

④ 保育料 【0～2歳児】 原則として入園するお子さんの父母の市町村民税所得割額等により決定します。  
【3～5歳児】 無料

お問合せ先

多古こども園 ☎ 0479-76-6050

### (3) 多古病児保育所

多古病児保育所では、看護師と保育士が、風邪やインフルエンザなどでこども園や小学校に登園・登校できないお子さんを日中保育します。ご利用には、事前登録及び国保多古中央病院の受診が必要です。

対 象 児	生後 6 か月～小学 6 年生
時 間	午前8時30分～午後6時00分 ※お子さんがいない場合は、午後5時15分で閉所
利 用 料 金	(町内在住の方) 保育時間(1日) 2,000円 保育時間(5時間まで) 1,000円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割りのみ課税世帯は無料 (町内在勤の方) 保育時間(1日) 3,000円 保育時間(5時間まで) 1,500円
持 ち も の	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子手帳・健康保険証・子ども医療費助成受給券・処方箋</li> <li>● お弁当(市販可)、おやつ(午前午後2回分)、水筒(ペットボトル可、乳児はミルク・哺乳瓶)</li> <li>● 着替え(上下・下着各2枚程度・おむつの場合は5～6枚程度) ・おしりふき</li> <li>● ビニール袋2～3枚</li> <li>● タオル・バスタオル(冬はブランケット等)</li> <li>● ロふき(乳児はエプロンも)</li> <li>● 持っていることでお子さんが落ち着くようなもの ※持ちもの全てにお名前を書いてください。</li> </ul>
定 員	6 名
開 休 所 日	(開所日) 月曜日～金曜日 (休所日) 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
お 問 合 せ 先	(予約・利用申込みに関するお問い合わせ) 多古病児保育所 ☎ 0479-74-3375 (事前登録・入所決定に関するお問い合わせ) 子育て支援課こども係 ☎ 0479-76-5412

#### (事前登録について)

お子さんの健康に関する情報を把握し、利用日当日の受付をスムーズにするために、事前登録が必要です。

- 申請場所** 多古町役場子育て支援課
- 提出書類** 病児保育施設利用登録申請書
- 必要なもの** 印鑑・母子手帳(町内在勤者の方は勤務者の保険証)

#### (お迎えについて)

- 予定時間と誰が来る予定か事前にお知らせください。
- ※変更がある場合は必ずご連絡してください。
- お迎えの時には、身分証明書(健康保険証・運転免許証など)をご提示ください。

#### (注意事項)

- 保育中に病状が悪化して保育の継続が困難となった時は、予定時間前でもお迎えをお願いします。
- 予約があっても当日の病状で保育不可と診断されたときは、お預かりできません。
- キャンセルはできるだけ早めに連絡してください。(利用当日午前9時00分まで)